

令和5年1月定例会

教育長報告

久喜市教育委員会

資 料 目 次

- ア 久喜市議会令和4年11月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- イ 久喜市議会令和4年11月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

ア 久喜市議会令和4年11月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）
について

原稿作成者	指導課長 川羽田 恵美
発言番号 1-2	通告第 5 号 丹野 郁夫 議員

《質問事項》

2 オンライン分教室のさらなる充実を

《質問の要旨》

さらなる教育DXの発展による、子どもたちへの教育環境の充実のため、以下伺う。

- (1) 理解度に合わせた学習の個別最適化を図る取組みを伺う。
- (2) 急なお休みでもオンライン授業に参加できる取組みを伺う。
- (3) 登校していた児童生徒が不登校となる前に対応する取組みを伺う。
- (4) オンライン分教室のさらなる充実を以下伺う。
 - ア. 分教室に通うための手順は。
 - イ. 分教室に通う対象者は。
 - ウ. 一般授業の進捗とのバランスは。
 - エ. 広島県や戸田市で実施しているメタバース空間を活用した不登校支援を久喜市も導入しては。

【答弁予定原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

児童生徒の学習実態に応じる「個別最適な学び」については、GIGA スクール構想実現に向けて教育委員会が構築した「久喜市版未来の教室4+1」のコンセプトの中に「客観的、継続的データに基づく個別最適な学びの提供」と位置づけ、取り組んでいます。具体的には、1人1台の学習用端末を活用し、AI型ドリル教材やデジタルワーク等を使用することで児童生徒一人一人の学習状況や興味・関心に応じた課題が提供され、個々の理解度に応じて学びを進めています。

また、学習を端末上で行うと、そのデータはクラウド上に学習記録として蓄積され、それらを教師が活用することで、個々の学習状況をもとにした支援にもつながっており、これら一連の取組を通して、個別最適化な学びの実現を目指しています。

次に、(2) でございます。

現在、市内のすべての小中学校では、いつでもオンライン授業に対応できる環境が整っており、急な欠席でも、希望すればオンラインでの授業に参加できる仕組みとなっております。

次に、(3) でございます。

不登校を未然に防ぐためには、学校が楽しく行きたい場所となることが重要です。そのためには、まず、学校での日々の授業が「分かる授業」「学びがいのある授業」であることが大切であり、各学校では授業改善に取り組んでおります。

さらに、児童生徒が一日でも欠席したら、不登校となる要因が潜んでいないかという視点で状況を確認することも行っております。

また、教育委員会では、不登校のきっかけとなる悩みの解消に向け、各校に教育相談員やスクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実に努めております。家庭の問題等に関わる悩みの場合には、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問や福祉関係各課との連携による家庭支援を行うこともございます。

次に、(4) のアでございます。

久喜市共同オンライン分教室への参加を希望する場合は、保護者から在籍校の校長に申し出ていただきます。その上で分教室の室長が生徒と保護者から要望等を伺い、授業体験もしていただき、安心して参加できるようになっています。

次に、イでございます。

分教室の対象生徒は、学校に通うことが難しい中学生だけでなく、学校の相談室や適応指導教室に通っている生徒も参加することができますし、希望する教科だけの参加も可能です。

次に、ウでございます。

分教室では、主としてAI型ドリル教材を用い、一人一人の生徒の学習進度や到達度に合わせた授業を基本としています。参加する生徒は不登校であった期間も様々であるため、在籍する学年と同じ内容を学習できる生徒もいれば、学年を遡って復習から学習を始める生徒もおります。そこで、教科指導を行う教員は、生徒の学習状況に合わせて質問に答えたり、解き方のヒントを出したりしながら、生徒とのコミュニケーションも大切にして学習支援を行っております。

一人一人の生徒のニーズに合わせた学習を、生徒自身が自己調整しながら進めていけるように支援することが学校復帰や自立につながると考えています。

次に、エでございます。

インターネット上の仮想空間にあるメタバースを活用していくことは、学校に通うことはもちろん、家から出ることも難しい児童生徒でも、他の参加者と話すきっかけや、他者とのつながりをもつ機会を提供することができるため、不登校支援としても有効な手段の1つであると考えます。

一方で、現実世界で人との触れ合いがないことから、感覚や感性が薄れていくのではないかという懸念もあります。

今後、どのように活用することが不登校支援として効果的なのか、生徒や教職員の意見も伺いながら慎重に検討してまいります。

原稿作成者	指導課長	川羽田 恵美
発言番号 1-2	通告第 5 号	丹野 郁夫 議員

《質問事項》

3 特別な配慮を要する子どもに対する教育・福祉の支援は

《質問の要旨》

- (1) 教育部局による福祉部局や医療機関との連携を伺う。
- (2) 障がい児就学支援委員会の役割を伺う。
- (3) 通常学級には無い特別支援学級で特に取組む学習内容を伺う。
- (5) 中学卒業後の進路支援を伺う。

【答弁予定原稿】

大項目3のうち、(1)(2)(3)及び(5)のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

特別な配慮を要する子どもやその保護者が、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、福祉関係部局や医療機関などと連携していくことは大変重要であると考えます。

各学校では、個別の教育支援計画を作成するにあたり、医療、福祉等の関係機関と連携し、児童生徒の支援に関する必要な情報の共有を図っています。

また、教育委員会が所管する就学支援委員会におきまして、障がい者福祉課、こども未来課、保健センター、久喜市医師会等と連携を図っております。

一方、福祉部が主管する「久喜市自立支援協議会こども部会」には、教育委員会から指導主事が出席し、課題の共有や研修の検討を行い、連携を深めています。

次に、(2)でございます。

障がい児就学支援委員会は、条例により、「市在住の学齢児童生徒及び就学予定者で障がいのため、教育上特別な取扱いを要する者に対し、障がいの状態に応じた教育が受けられるよう教育措置の適正化を期する」ことを目的に設置されております。その役割の1つ目は、小学校又は中学校に就学しようとする者又は在学する者のうち、障がいのある幼児、児童及び生徒について、障がいの種類、

程度等を判断すること。2つ目は、障がいのある幼児、児童及び生徒の就学に係る教育的支援に関することです。年度当初の会議におきまして教育委員会が諮問し、学校等から提出された資料や検査結果をもとに数回の審議を行い、答申をいただいております。審議に際しては、医療関係者や福祉、教育などの様々な立場からご意見をいただき、子どもたちの適切な就学先を慎重に検討しております。

次に、(3) でございます。

特別支援学級の教育課程については、基本的に小・中学校の学習指導要領に基づきますが、必要がある場合は、特別の教育課程を編成することができます。児童生徒の実態や障がいの特性などに応じて、各教科を合わせて指導を行うことが効果的なことから、「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」などの授業が実践されております。

また、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図ることを目的に、全ての特別支援学級において、「自立活動」を教育課程に位置づけています。実施にあたっては、児童生徒の適切な実態把握のもと、課題設定を行い、一人一人に合わせた指導をしております。

次に、(5) でございます。

中学校卒業後の進路は、特別支援学校高等部や特別支援学校高等部職業学科、普通高校内の分校、全日制高校、定時制高校、通信制高校など多岐にわたります。生徒が進路を主体的に選択することができるよう、一人一人の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階から生徒や保護者に対し情報提供を行い、学校見学や相談会等を通して、適切な進路先を選択することができるように、支援を行っております。

原稿作成者	学務課長 関口 智彰
発言番号 1-5	通告第 12 号 齊藤 広子 議員

《質問事項》

4 子どものインフルエンザ予防接種費用助成について

《質問の要旨》

(2) 教育的観点から受験を控える中学校3年生を対象に助成出来ないか。

【答弁予定原稿】

大項目4の(2)のご質問に対してご答弁申し上げます。

教育委員会といたしましては、中学校3年生など特定の学年を対象とした、独

自の予防接種の費用の助成は考えていないところでございます。

今後につきましては、感染症予防を所管する部署と情報を共有するとともに、県内や近隣自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

原稿作成者	指導課長 川羽田 恵美	
発言番号 2-1	通告第 7 号	大橋 きよみ 議員

《質問事項》

1 孤独・孤立問題への取り組みについて

《質問の要旨》

孤独・孤立から抜け出すには、できるだけ早期に相談し、支援を受けることが大切である。必要な人に支援の手を届けるため、以下質問する。

(3) 子どもの SOS を受け止める一つの手だてとしてのアプリの導入について

【答弁予定原稿】

大項目 1 の (3) のご質問に対してご答弁申し上げます。

コロナ禍による人間関係の希薄化や、生活スタイルの変化などにより、心身に不調をきたす児童生徒が存在することが懸念される中、子どもの SOS を早期に把握できるようにすることは、大変重要であると考えております。

学校では、日々様々な教育活動の中で、子どもたちの表情や言動により、児童生徒の心身の状況の把握に努めておりますが、これを補完するため ICT 機器の活用は有効です。教育委員会としても、Google フォームで収集できる児童生徒のその日の気持ちなどの心身の状況をデータ利活用できるシステムの構築について、各学校と協議して進めてまいります。

原稿作成者	学務課長 関口 智彰	
発言番号 2-1	通告第 7 号	大橋 きよみ 議員

《質問事項》

3 本町小学校と久喜北小学校の統廃合について

《質問の要旨》

(1) 統廃合となった場合、本町小学校の位置に新しい学校を設置することを決定しないと、本町小学校の大規模改造または新校舎も建てられないのか伺う。

- (2) 今後、久喜北小学校と本町小学校の学区を再編する考えはあるのか伺う。
- (3) 児童数何名の見込み数で統廃合を考えるのか伺う。
- (4) 地域住民の説明会の実施について伺う。

【答弁予定原稿】

大項目3のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

本町小学校の老朽化への対応につきましては、学校統廃合等の方向性が決定するまでは見送るという方針でございます。

このようなことから、本町小学校及び久喜北小学校の保護者などからご意見を伺い、久喜市立小・中学校学区等審議会においてご審議いただいているところでございまして、まずは、本町小学校の学校統廃合等の方向性を決定したいと考えているところでございます。

次に、(2)でございます。

本町小学校と久喜北小学校の学区に関しましては、久喜北小学校が開校した経緯などにより、教育委員会としましては、新校の位置を本町小学校とする案で検討を進めたいと考えていることから、学区の再編は考えていないところでございます。

次に、(3)でございます。

学校統廃合等につきましては、「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、学級数に応じて、検討しているところでございます。

検討の基準は、小学校の場合、複式学級の編制が見込まれる学校、6学級の学校及び6学級となることが見込まれる学校としております。

次に、(4)でございます。

教育委員会では、久喜北小学校と本町小学校の統合に関する説明会について、両校の保護者に向け、令和4年6月下旬から7月上旬にかけて、また、両校学区内の区長の皆様に向け、

令和4年9月1日に開催したところでございます。

これらの説明会では、「久喜北小学校と本町小学校を統合し、新校の位置を本町小学校とする案で検討を進めたい」旨の説明をしているところでございます。

また、令和4年11月下旬から両校の保護者への説明会を開催し、今後の予定などについて説明しているところでございます。

今後につきましても、保護者や区長の皆様に対象とした説明会を予定しておりますので、その内容を地域の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

原稿作成者	学校給食課長 小林 喜則	
発言番号 2-4	通告第 14 号	渡辺 昌代 議員

《質問事項》

- 1 アレルギーを持つ子どもを育てている保護者にも支援を

《質問の要旨》

- (1) 子育てするなら久喜市を選んでもらえるよう、来年度以降も学校給食費の無償化を続けるべきと考える。いかがか伺う。
- (2) 食物アレルギーにより一部の学校給食を喫食していない児童生徒の保護者の学校給食費の取り扱いについて検討すべきと考える。いかがか伺う。

【答弁予定原稿】

大項目1のご質問に対して、順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

令和4年11月から令和5年の3月までの5か月間を対象期間とした学校給食費の無償化につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、実施しているものでございます。

このようなことから、現時点において、令和5年度以降の学校給食費の無償化については、考えていないところでございます。

次に、(2)でございます。

食物アレルギーにより欠食となる献立分の学校給食費につきましては、献立一品ごとの単価を算出することが難しいため、牛乳代金以外の減額は行っていないところでございます。

また、先進自治体の状況を調査したところ、欠食する献立の把握など、解決しなければならない課題が多くあることから、牛乳代金以外の減額については、考えていないところでございます。

原稿作成者	指導課長 川羽田 恵美	
発言番号 2-4	通告第 14 号	渡辺 昌代 議員

《質問事項》

- 2 ごみ処理場建設は最終的に無駄をはぶき節約をして市民に納得がされる契約にすべき

《質問の要旨》

(7) 久喜市のごみ処理の仕方を子ども達にどのように環境学習として学習させるのか、市長と教育長に伺う。

【答弁予定原稿】

大項目2(7)のご質問のうち、教育委員会所管分についてご答弁申し上げます。

学習指導要領では、廃棄物の処理や資源の有効利用などの環境問題については、主に社会科や理科、家庭科、技術・家庭及び総合的な学習の時間等で取り組むこととなっております。

本市の小学校では、主に廃棄物の処理と自らの生活との関わりや生活環境を守ることの大切さについて、中学校では、主に環境の多様性や環境保全に向けた取組の重要性等について学習をしております。

また、近年では国連の持続可能な開発目標であるSDGs

「17の目標」にある「12 つくる責任 つかう責任」、

「13 気候変動に具体的な対策を」及び「14 海の豊かさを守ろう」の取組を通して、持続可能な開発のための教育「ESD」にも取り組んでおります。

久喜市の廃棄物処理についても、衛生的な処理や資源の有効利用を通して、生活環境の維持と向上に役立っている観点から引き続き学習を進めてまいります。

原稿作成者	学務課長 関口 智彰
発言番号 2-5	通告第 15 号 榎本 英明 議員

《質問事項》

1 久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置

《質問の要旨》

- (1) 適正規模の基準を伺う。
- (2) 適正配置の基準を伺う。
- (3) 複式学級の編制を行う予定かを伺う。
- (4) 統合の実施と複式学級の編制、スクールバスの運行について、市の考え方を伺う。

【答弁予定原稿】

大項目1のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」におきまして、小学校の望ましい規模について、

1 学年 2 学級以上、全学年で 1 2 学級から 1 8 学級としております。

また、中学校の望ましい規模について、1 学年 3 学級以上、全学年で 9 学級から 1 8 学級としております。

次に、(2) でございます。

同じく、基本方針におきまして、「児童生徒の通学距離を考慮すること」を適正配置の基本的な考え方としております。

その基準でございますが、小学校は概ね 3 キロメートル以内、中学校は概ね 5 キロメートル以内としております。

次に、(3) でございます。

複式学級の編制につきましては、現時点で対象となる学校がないことから、令和 5 年度においては予定していないところでございます。

次に、(4) でございます。

はじめに、学校の統合の実施につきましては、小規模化による児童生徒への影響や学校運営上の課題を解消するため、基本方針に定める学校の統合等の検討の基準に該当した場合、学校の統合等の適否について検討を始めることとしているところでございます。

次に、複式学級でございますが、教育委員会としましては、複式学級の編制は避けなければならないものと考えております。

次に、スクールバスの運行は、基本方針に基づき、学校の統合等により、基準とする通学距離を超える場合において、通学手段の一つとして検討するものでございます。

原稿作成者	指導課長 川羽田 恵美
発言番号 3-1	通告第 4 号 貴志 信智 議員

《質問事項》

5 小中学生タブレットに、相談窓口へのリンクを標準装備すべき

《質問の要旨》

- (1) いじめや虐待の相談窓口の周知に関する現行の取り組みを伺う。
- (2) 「子育て案内所えんむすび」が実施している「小中学生の悩み相談」や、文科省の「こどもの SOS の相談窓口」へのリンク (アイコン) を全小中学生のタブレットのトップページに設置できないか。

【答弁予定原稿】

大項目5のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに(1)でございます。

いじめや虐待等、様々な悩みを抱える児童生徒に対して、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止することは重要な課題です。

教育委員会では、児童生徒が一人で悩みを抱えることなく、気軽に相談できる相談体制を整えております。各小学校に設置されている「ふれあい相談室」や、各中学校に設置されている「さわやか相談室」においては、児童生徒が直接相談をすることができます。

また、直接相談することができない場合は、文部科学省の「24時間子供SOSダイヤル」や、埼玉県教育委員会の「SNS教育相談」等がございます。様々な相談窓口については、教育委員会が作成した教育相談リーフレットや広報紙「生徒指導くき」等を、毎年全児童生徒に配布するとともに、市のホームページに掲載し、保護者会等においてもお知らせをしております。

次に(2)でございます。

現在、全児童生徒に配布されているタブレット端末は、常に個人の手元にあることがメリットの一つでもあります。

このようなことからタブレットのトップページ等にリンク等を設置し、児童生徒が相談窓口へ、アクセスしやすくすることは、いじめ、虐待を含め様々な悩みを抱える児童生徒に対して、大変有効であると考えます。

今後、設置するリンクの種類やその使用方法等について校長会とも協議し、実施に向けて検討してまいります。

原稿作成者	学務課長 関口 智彰
発言番号 3-2	通告第 2 号 春山 千明 議員

《質問事項》

2 学校薬剤師の処遇を改善すべきだがいかがか伺う。

《質問の要旨》

- (1) 学校薬剤師の取り組みの認識について伺う。
- (2) コロナ禍での学校薬剤師の取り組みなどは、通常時とは違うのではないか。
- (3) 学校薬剤師の担い手が時代と共に変化している現状をどう認識しているか。
- (4) 合併以後長年処遇が見直しされていないので時代の変化や仕事内容を勘案し見直す時期ではないか。

【答弁予定原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

学校薬剤師の皆様には、学校保健安全法等に基づき、小・中学校の環境衛生や児童生徒の健康を維持・推進するうえで、重要かつ不可欠な役割を果たしていただいているものと認識しております。

次に、(2)でございます。

新型コロナウイルス感染症が国内で広がり始めた当初においては、消毒作業や3密対策などの感染症対策に係る学校からの新たな相談や、それに対する助言の機会が増え、衛生的な配慮も含めて学校薬剤師の皆様には大変なご尽力をいただいたものと認識しております。

次に、(3)でございます。

久喜白岡薬剤師会からは、薬剤師の高齢化、勤務薬剤師が学校を訪問する際の勤務先との調整や、学校薬剤師の選出に苦慮されているとの話を伺っているところでございます。

次に、(4)でございます。

先般、久喜白岡薬剤師会から、久喜市長及び教育長あてに、学校薬剤師の報酬の見直しに関する要望書をいただいたところでございます。

学校保健安全法等に基づき児童生徒の健康の保持増進を図るため、学校の環境衛生に携わる様々な方々の業務執行等を踏まえ、報酬の見直しについて総合的に検討してまいりたいと考えております。

原稿作成者	指導課長 川羽田 恵美
発言番号 3-2	通告第 2 号 春山 千明 議員

《質問事項》

3 中学校部活動の今後の在り方を検証すべきだがいかがか伺う

《質問の要旨》

- (1) 部活動の意義をどのように考えるか伺う。
- (2) 久喜市における部活動の課題はどのようなものがあるのか伺う。
- (3) 部活動指導員の任用にあたり課題や効果をどのように捉えているか伺う。
- (4) 今度どのような体制で部活動運営をしていくのか伺う。

【答弁予定原稿】

大項目3のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

部活動は、学校の授業や学校行事などでは得られない貴重な体験ができる場であり、生徒一人一人が目的意識をもって充実した学校生活を送ることにつながるものです。

また、学年を越えて互いに認め合い、励まし合い、高め合いながら自己の存在や責任を見つめ、豊かな人間性や社会性を育成することができる、大きな意義をもつ教育活動でございます。

本市の中学校は、部活動への加入率が90.8%と高く、生徒は熱心に活動に取り組んでおります。

次に、(2) でございます。

部活動の主な課題といたしましては、近年の生徒数の減少による大会への出場や、既存の部活動の存続の問題がございます。

また、教員の長時間勤務の要因となっていることや、指導経験のない競技の部活動の顧問を務めることによる負担などがございます。

次に、(3) でございます。

部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する職員で、校長が部活動の顧問として命じることとなっています。部活動指導員は教員と同様に単独で指導や大会等の引率を行うことができます。

部活動指導員を配置している学校からは、効果として「部が存続できた」「生徒に専門的な指導ができた」「教員の負担軽減になった」などの報告を受けております。課題としては「部活動指導員の確保」や「教員との連携について」が挙げられます。

次に、(4) でございます。

令和4年6月、スポーツ庁の「運動部活動の地域移行に関する検討会議」及び、令和4年8月、文化庁の「文化部活動の地域移行に関する検討会議」による提言では、令和7年度末を目途に休日の部活動を学校から切り離し地域に移行することとしております。令和5年度から3年間は改革集中期間とされており、本市においても、休日の部活動について段階的に地域に移行していく予定でございます。中学校の部活動が地域に移行するとなると、地域のスポーツ・文化活動と位置づけが変わりますので、スポーツ振興課などの関係課をはじめ、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ関係団体や文化団体との協議を行うとともに、部活動の指導を希望する教員が兼職兼業により指導に関われるような体制を整えてまいります。

部活動の地域移行につきましては、各検討会議から提言が出されましたが、詳細についてはまだ示されておられませんので、今後の国や県の動向を注視しながら

ら検討してまいります。

原稿作成者	教育総務課長 榊原 俊彦	
発言番号 3-2	通告第 2 号	春山 千明 議員

《質問事項》

4 学校の樹木管理等整備は教育委員会でも取り組むべきだがいかがか伺う

《質問の要旨》

- (1) 市内小中学校の校舎回り、校庭等の環境整備（樹木、雑草）の計画はどのようなものか伺う。
- (2) 学校から教育委員会へ樹木等管理の相談は年にどのくらいあるか伺う。
- (3) 地域の協力だけでは限界がある場合には教育委員会が整備、管理するべきだがいかがか伺う。

【答弁予定原稿】

大項目4のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

低木や生け垣の剪定、除草作業など、樹木等の日常的な管理は各小中学校で行っておりますほか、学校での対応が困難な高木の剪定などは、各小中学校の状況に応じて、教育委員会において行っているところでございます。

次に、(2)でございます。

令和4年4月から11月末までの樹木に係る相談は、小学校8件、中学校9件、合計17件、雑草に係る相談は、小学校7件、中学校3件、合計10件でございます。

次に、(3)でございます。

樹木剪定や除草作業は、教育委員会や教職員などによる対応をしているところでございますが、保護者や地域の方のご協力をいただいているほか、久喜市建設産業懇和会の皆様のご協力もいただいております、大変感謝しているところでございます。

教育委員会といたしましては、良好な教育環境を維持できるよう、必要な予算を確保してまいりたいと考えております。

原稿作成者	指導課長 川羽田 恵美
発言番号 3-4	通告第 16 号 川内 鴻輝 議員

《質問事項》

2 久喜市の金融教育について

《質問の要旨》

- (1) 久喜市の金融教育の考え方について伺う。
- (2) 義務教育の段階において、身に付けるべき金融知識について伺う。
- (3) 租税教育の現状について伺う。
- (4) 仮想通貨の流通により、小・中学校でお金の知識や投資のリスクに関する学習が重要と考える。体系立てた金融教育の実施を検討してはいかがか。

【答弁予定原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

金融教育は、今年度より実施された高等学校の学習指導要領にはじめて位置付けられ、公民科、家庭科、商業科において、金融商品の運用や金融を通じた経済活動の活性化等について学習することとなっています。このことを踏まえ、小・中学校では、これまで行ってきた金銭教育や消費者教育などの見直しをするなかで、経済や金融の仕組み、適切な金銭管理、消費者被害防止等について実践的な力を養うための学習のあり方について検討してまいります。

次に、(2)でございます。

小・中学校で身に付けるべき高等学校の金融教育の基盤となる知識については、小学校家庭科で「買物の仕組みや消費者の役割」、中学校技術・家庭科で「売買契約の仕組みや消費者被害」、中学校社会科で「市場の働きと経済」において学習しています。これらの学習を通して「金融の仕組みや働き」など金融教育の基盤となる知識や態度が身に付くものと考えています。

次に、(3)でございます。

税については、小学校6年生の社会科で「税金の働き」、中学校3年生の社会科で「財政の仕組みや税金の公平性」などについて学習しております。

さらに、税の意義や役割の理解を深めるために春日部税務署管内租税教育推進協議会等が主催する税務署職員等による出前授業（租税教室）や「税に関する作文、標語やポスター」の作成などを通して、税に関する教育の充実を図っております。

次に、(4)でございます。

今年度より高等学校では金融教育が本格的に実施され、公民科や家庭科において「電子マネーや仮想通貨などの具体的な事例」を通じた授業が行われております。

今年4月に成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、若年層の契約をめぐる消費者トラブルの増加などが懸念されます。このことを踏まえ、小・中学校においても金融に関する基礎的な知識を学習することが必要と考えます。先進的な取組事例を各学校に紹介するとともに、企業や金融機関と連携した投資や暗号資産等についての体験的な金融学習の実施についても今後、検討してまいります。

原稿作成者	指導課長 川羽田 恵美
発言番号 3-6	通告第 23 号 新井 兼 議員

《質問事項》

2 特異な才能のある児童生徒への理解促進及びこれからの支援のあり方の研究を。

《質問の要旨》

特異な才能のある児童生徒に係る認識、これまでの事例、特性等の把握や支援、体制づくりについて問う。

- (1) 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援に関して教育委員会の認識を問う。
- (2) 市内小中学校において、これまで対応してきた支援策や教育委員会が抱えている課題についての事例を問う。
- (3) 特異な才能のある児童生徒を支援していくためには、まずは教職員の理解を深めていくことが必要と考えるが、教育委員会の見解を問う。
- (4) 学校生活においてどのような困難を抱えているか、特性を把握し、効果的な支援につなげていくことが必要と考えるが、教育委員会の見解を問う。
- (5) 児童生徒への対応により、学校や教職員の負担増加につながらないような体制づくりが必要と考えるが、教育委員会の見解を問う。

【答弁予定原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

文部科学省は、令和4年9月26日、「特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議審議のまとめ」を公表しま

した。

これを受け、教育委員会では早速、11月1日に開催された定例校長研究協議会において、本資料をもとに今後の取組等について説明し、本市にとっても重要な課題であるとの認識を示したところです。

これまでも、記憶力や想像力、特定の能力に突出していると思われる子どもは存在していましたが、特別の教育プログラムを用意するなどの対応はなされてはいません。

また、こうした特異な才能のある子どもは、その才能や特性があるがゆえに、学習上、生活上の困難を抱えている場合もあり、学校になじめないケースも見られました。

そのことから、教育委員会では、審議のまとめで示されている「多様性を認め合う個別最適な学びの一体的な充実」を基軸に、現在取り組んでいる「学びの改革」を通して、特異な才能のある児童生徒の支援をしてみたいと考えています。

次に、(2) でございます。

「有識者会議の審議のまとめ」では、特異な才能のある児童生徒への対応は、児童生徒を特定の基準で選抜し特別なプログラムを提供することを目指すのではなく、特異な才能のある児童生徒を含むすべての子どもたちが多様性を認め合い、高め合える個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として指導・支援のあり方を考えていくことを基本としています。

これは、GIGAスクール構想のもと、本市が現在取り組んでいる学びの改革「久喜市版未来の教室 4+1のコンセプト」による個別最適な学びと協働的な学びの一体的な取り組みと軌を一にするものですので、さらに推進することで支援をしてみたいです。

課題といたしましては、特異な才能のある児童生徒を、いわゆる「ギフテッド」として英才教育と捉えがちなイメージの払しょくであります。

また、「特異な才能」の把握方法、そして個々の児童生徒の多様性を認め、その能力を伸ばすための居場所となる「校内支援センター」の設置、それに付随する環境整備、教職員の負担が増えないような財政支援や人材配置さらに専門性の向上などが課題であります。

次に、(3) でございます。

特異な才能のある児童生徒の支援のためには、教職員の理解を深めることは大変重要です。

先の校長会では、学校長に対し、まずは「有識者会議の審議のまとめ」をもとに、各学校での研修を要請しました。その際、実際の指導・支援の事例として、現在全校で取り組んでいる

ICTの特性や強みを生かすこと、特に知的好奇心を強く示す児童生徒には、ICTを活用し、授業の中でそれぞれの子どもの特性に応じた学習を進めることが有効であること等について研修をすることとしています。

次に（４）でございます。

特異な才能のある児童生徒は、特定の領域における優れた能力や、特定の事柄への強い関心、創造性や集中力、記憶力等がみられる一方で、これらの特性があるがために、一斉学習での困難さや友人関係の構築への困難さ等が見られる場合があります、どのような困難を抱えているのか、正しく特性を把握し、効果的な支援につなげていくことが必要であると考えます。

教職員は、児童生徒との関わりの中で、一人一人の特性や周囲の環境に目を向けながら、個々の実態に応じて、丁寧にその困難さを把握することが重要であります。

また、個別のアセスメントを学校だけで的確に行うことは困難でありますので、教育委員会では、心理専門員や関係機関等と学校とをつなぎ、特異な才能のある児童生徒への効果的な支援に努めてまいります。

次に（５）でございます。

来年度から文部科学省は、特異な才能のある児童生徒に対する支援策の検討を始める予定で、教育委員会や大学に、「子どもの能力・関心に合った柔軟な授業」、「不登校など学校になじめない子どもの支援に取り組むNPOなど学校外組織との連携」、「才能や障がいを併せ持つ子どもへの対応」などについて、支援の実証研究を委託し、2023年度中に効果的な指導法や支援策をまとめるとしております。

教育委員会では、特異な才能のある児童生徒への対応が、学校現場や教職員の負担増加にならないよう、国の実証研究の成果等を活用しながら支援してまいります。

原稿作成者	生涯学習課長 小森谷 修	
発言番号 4-1	通告第 19 号	奈良 政宏 議員

《質問事項》

1 公共施設個別施設計画関連について

《質問の要旨》

(2)「栗橋市民プラザ」の建設候補地である栗橋いきいき活動センターしずか館の今後の対応について伺う。

ア 別の候補地になった場合の施設の取扱いについて、どのように考えて

いるのか。

イ 栗橋市民プラザの整備やしずか館の除却にあたり、施設利用者への周知・説明について、どのように考えているのか。

【答弁予定原稿】

大項目1の(2)のご質問に対してご答弁申し上げます。

はじめに、アでございます。

栗橋いきいき活動センターしずか館につきましては、老朽化が進んでおりますことから、栗橋市民プラザの建設場所に関わらず、その機能を、新設する栗橋市民プラザに移転し、既存の施設は除却する予定でございます。

次に、イでございます。

しずか館の閉館のスケジュールにつきましては、利用者の皆様に広くお知らせする必要がありますことから、栗橋市民プラザの整備計画とあわせて説明会などを実施してまいりたいと考えております。

原稿作成者	教育総務課長 榊原 俊彦		
発言番号 4 3	通告第 20 号	園部 茂雄 議員	

《質問事項》

1 小中学校の体育館へのエアコン設置を推進すべき

《質問の要旨》

- (1) 埼玉県内の小中学校体育館へのエアコン設置の状況(完了・計画中・未計画)を伺う。
- (2) 体育館へのエアコン設置を計画的に推進すべきだが如何か伺う。

【答弁予定原稿】

大項目1のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

国が実施した「公立学校施設の空調設備の設置状況調査結果」に基づき、申し上げます。

なお、この調査では、設置状況を調査対象としており、計画の有無は把握できないことから、設置率でご答弁申し上げます。

埼玉県内の小中学校体育館等への空調設備設置状況は、令和4年9月1日現在において、1,536室に対し、184室に設置され、設置率は12パーセントとなっております。

その概要でございますが、設置率100パーセントが3自治体、設置率100パーセント未満で、かつ、設置実績がある自治体が17自治体、そのほか43自治体は設置実績がございません。

次に(2)でございます。

現在、学校施設につきましては、トイレの洋式化を中心とした大規模改修工事や体育館における非構造部材の耐震化工事を重点的に取り組むこととしております。

そのような中、7月に先進自治体の体育館を視察し、空調設備の効果を確認したところでございまして、引き続き、体育館への空調設備設置に向けた課題の抽出を行ってまいります。

原稿作成者	指導課長 川羽田 恵美
発言番号 4-3	通告第 20 号 園部 茂雄 議員

《質問事項》

3 ヤングケアラー問題に対する今後の取り組みは

《質問の要旨》

家事や家族の世話などで責任や負担を負わされている久喜市内の子どもたちの実態を把握する必要があることから以下伺う。

- (1) 学校や福祉・医療サービスなど関係機関と連携した実態把握について、今後の具体的な取り組みを伺う。
- (2) 教職員や保護者などへの啓発活動について、今後の取組みを伺う。

【答弁予定原稿】

大項目3の(1)のうち、教育委員会の所管部分及び(2)のご質問に対して、順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

学校は子どもが多く時間を過ごす場所であり、教職員は長い時間子どもと接することから、子どもの些細な変化を見逃さずヤングケアラーの可能性に気づきやすい立場にあります。各学校では、教職員が「どの子どもにもヤングケアラーの可能性はある」という視点を持ち、児童生徒の様子を丁寧に見取り、ヤングケアラーの実態把握に努めております。

教育委員会では、令和3年度は中学2年生と小学5年生を対象に、令和4年度は小学4年生から中学3年生を対象に、ヤングケアラーの実態把握のための調査を実施しました。回答から、ヤングケアラーの可能性が考えられる児童生徒に

については、各学校で聞き取りを行い、関係機関と連携して必要な対応を行っています。

また、子ども未来課が主催する「要保護児童対策地域協議会」に教育委員会の指導主事やスクールソーシャルワーカーが参加し、情報を共有するとともに支援の在り方について協議しております。

次に（２）でございます。

学校において、ヤングケアラーである児童生徒やその家庭を適切な支援を行う関係機関につなげるためには、教職員のヤングケアラーに対する正しい理解が必要です。

令和３年度は、県主催のヤングケアラー合同研修会の内容を学校に周知し、市内全小中学校でヤングケアラーの研修会を実施しております。

また、令和４年度についても、すべての小中学校で研修を実施することになっております。本年８月に実施した県主催の「ヤングケアラーサポートクラス」の研修内容についても、動画で提供し、各学校での研修に活用しております。

家庭・地域への啓発については、学校だよりやリーフレット等の配布や、保護者との懇談会や学校運営協議会で話し合いを行っている学校もございます。

今後も学校、家庭、地域が連携し、子どもたちの健やかな成長のために、ヤングケアラーに対する理解と対応に、より一層努めてまいります。

原稿作成者	生涯学習課長 小森谷 修
発言番号 ４－４	通告第 １７ 号 猪股 和雄 議員

《質問事項》

- 2 市立図書館における障がい者サービスを拡充するために、視覚障がい者のための図書データを登録・活用できる「サピエ図書館」に加盟していただきたい。

《質問の要旨》

- (1) 現在の視覚障がい者へのサービスの状況について伺う。
- (2) 点字による図書データ及び音声による図書データの活用について伺う。
- (3) 「サピエ図書館」への公共図書館の登録と利用が拡大している。早期に「サピエ図書館」への登録を求める。

【答弁予定原稿】

大項目２のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。
はじめに（１）でございます。

市立図書館における視覚障がい者向けのサービスといたしましては、司書による録音・点字資料のご案内、対面朗読、読み上げ機能のついた電子書籍の購入などを行っております。

また、ボランティア団体のご協力により作成した、「広報くき」や「議会だより」などの音訳デイジー版を送付するサービスを実施しております。

次に(2)、(3)につきましては、関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

市立図書館には、障がいの有無にかかわらず、市民が等しく読書を通じて文字・活字文化に親しむことができるようにすることが求められております。

そのような中、社会福祉法人 日本点字図書館がシステムを管理し、特定非営利活動法人(NPO)「全国視覚障害者情報提供施設協会」が運営する「サピエ」(視聴覚障害者情報総合ネットワーク)に登録することで、市立図書館を介して個人やボランティア団体が、点字及び音声による図書データを利用することが可能になります。

点字及び音声による図書データをさらに活用しやすくすることで、視覚に障がいのある方だけでなく、他の市立図書館利用者にとっても利便性の向上につながるものと考えておりますことから、指定管理者と登録に向けた協議を進めてまいります。

イ 久喜市議会令和4年11月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について

久喜市議会				教育委員会 審議等状況
議案番号	件名	上段：上程年月日 下段：議決年月日	議決 結果	
議案 第75号	令和4年度久喜市一般会計補正予算（第9号）について	令和4年11月29日 令和4年12月23日	可決	令和4年11月定例会 教育長報告オ
議案 第82号	久喜市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	令和4年11月29日 令和4年12月23日	可決	令和4年10月定例会 議案第48号
議案 第90号	第3期久喜市教育振興基本計画について	令和4年11月29日 令和4年12月23日	可決	令和4年10月定例会 議案第45号
議案 第91号	令和4年度久喜市一般会計補正予算（第10号）について	令和4年11月29日 令和4年12月23日	可決	令和4年12月定例会 教育長報告ウ
議案 第98号	久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例	令和4年11月29日 令和4年12月23日	可決	令和4年12月定例会 教育長報告ア ※「久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正」部分
議案 第99号	久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	令和4年11月29日 令和4年12月23日	可決	令和4年12月定例会 教育長報告イ ※「久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正」部分